

## 30002 横浜市通所介護相当サービス重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(神奈川県指定 第 1471000024 号)

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 横浜博萌会
- (2) 法人所在地 横浜市戸塚区汲沢町 991 番地
- (3) 電話番号 045-861-1727
- (4) 代表者氏名 理事長 高瀬 利男
- (5) 設立年月 昭和 62 年 3 月 30 日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 横浜市通所介護相当サービス事業所  
神奈川県 1471000024 号  
※当事業所は、以下の選択的サービスを実施しています。

①栄養改善サービス

- (2) 事業所の目的 利用者に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持または向上を目指して支援することを目的とします。

- (3) 事業所の名称 汲沢地域ケアプラザ
- (4) 事業所の所在地 横浜市戸塚区汲沢町 986 番地
- (5) 電話番号 045-861-1727
- (6) 事業所長(管理者) 氏名 清水 恵太
- (7) 当事業所の運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、介護予防通所介護（以下「予防通所介護」といいます。）または横浜市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「横浜市総合事業」といいます。）による通所介護サービス（以下「通所サービス」といいます。）を提供します。
- ② 介護予防通所介護計画の作成に当たっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。計画の作成に当たっては、必要に応じて利用者宅を訪問のうえ、状況調査を行います。
- ③ 事業の実施に当たっては、関係行政機関、地域の保険・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態になることの予防に資するように十分配慮します。

(8) その他運営についての留意事項

①事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

ア 採用時研修 採用後2ヶ月以内

イ 定期研修 毎月

②従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。

③従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

④事業所は、事業の提供に関する記録を整備し、保管します。

(9) 開設年月 平成9年5月1日

(10) 利用定員 30人(指定通所介護事業を含む)

(11) 事業所が行っている他の業務

- 地域包括支援センター(横浜市委託事業) 汲沢地域ケアプラザ
- 介護予防支援事業(予防プラン作成) 汲沢地域ケアプラザ
- 居宅介護支援事業(ケアプラン作成) 汲沢地域ケアプラザ
- 指定通所介護事業 汲沢地域ケアプラザ  
利用定員 30名
- 指定認知症対応型通所介護事業 汲沢地域ケアプラザ  
利用定員 12名
- 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム しらゆり園  
利用定員 132名  
一般棟 66床・認知症棟 66床
- 指定短期入所生活介護事業 特別養護老人ホーム しらゆり園
- 指定介護予防短期入所生活介護事業 利用定員 8名
- 指定訪問介護事業 ほほえみステーション
- 横浜市訪問介護相当サービス ほほえみステーション
- 

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 横浜市戸塚区・泉区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休(12月29日から1月3日までを除く)
受付時間	午前9時から午後5時まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時35分

#### 4. 職員の配置状況

職種	従事するサービス内容	人員
1. 管理者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1名 (常勤兼務)
2. 生活相談員	生活相談員は、利用者やその家族からの相談に応じるとともに、利用の申込みにかかわる調整や介護予防通所介護計画の作成を行います。また、必要に応じて利用者への説明を行います。	6名 (常勤兼務3名) (非常勤兼務3名)
3. 看護職員	看護職員は、利用者の健康状態を把握するとともに、医療的な立場から機能訓練等の指導を行うほか、利用者の家族に対し、介護方法の指導等を行います。	5名 (非常勤兼務5名)
4. 介護職員	介護職員は、入浴、排泄、食事等の介護等を行うとともに、施設への送迎を行います。	21名 (常勤兼務3名) (非常勤兼18名)
5. 機能訓練指導員	機能訓練指導員は、予防通所介護または通所サービスにおける機能訓練プログラムを作成し、利用者に対し必要な指導を行います。	5名 (非常勤兼務5名)
6. 管理栄養士	管理栄養士は、予防通所介護または通所サービスにおける栄養改善プログラムを作成し、利用者に対し必要な指導を行います。	1名 (非常勤兼務)

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

##### (1) 横浜市総合事業の給付対象となるサービス (契約書第2条参照) \*

以下のサービスについては、利用料金の大部分(7~9割)が横浜市総合事業から給付されます。

☆選択的サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、介護予防サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで介護予防通所介護計画に定めます。なお、第3条の通常の事業の実施地域を超えて行う通所サービス時に要した交通費は、徴収しません。

##### <サービスの概要>

以下のサービスを契約者の能力に応じて提供します。

##### ①食事の提供

##### ②送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、契約場所と事業所間の送迎サービスを行います。  
(時間帯については当事業所の指定する時間帯とします。)

### ＜サービスの利用頻度＞

☆ 利用する曜日や内容等については、介護予防サービス・支援計画に沿いながら、ご契約者と協議の上決定し、横浜市通所介護相当サービス計画に定めます。

☆ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス・支援計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

### ＜サービス利用料金(1月あたり)＞(契約書第7条参照)

別添「横浜市通所介護相当サービス利用契約約款」の通り

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が横浜市総合事業から払い戻されます(償還払い)。また、介護予防サービス・支援計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)②参照)

☆横浜市総合事業からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

### (2) 横浜市総合事業の給付対象とならないサービス(契約書第2条参照) \*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### ＜サービスの概要と利用料金＞

#### ① 介護保険給付の支給限度額を超える横浜市通所介護相当サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

#### ② 食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1回あたり 800円 (食事代 700円+おやつ代 100円)

#### ③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、金融機関口座又は郵便貯金からの自動引き落としとさせていただきます。

### (4) 利用の中止、変更、追加

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、予防通所介護または通所サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

☆月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、横浜市通所介護相当サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆ご契約者の体調不良や状態の改善等により横浜市通所介護相当サービス計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は横浜市通所介護相当サービス計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

☆ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、横浜市通所介護相当サービス計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、介護予防サービス・支援計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

☆月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

☆月途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

☆サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 6. 事故発生時の対応

- ①当事業所は、利用者に事故が起こった場合には、病院への搬送など必要な措置をとり、措置後、速やかに戸塚区、及び家族等に連絡を行います。
- ②当事業所は、前項の事故及び事故に際して取った処置について記録します。
- ③当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 7. 緊急時の対応

- ①通所サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。
- ②利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ③利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 8. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行います。

## 9. 個人情報の保護

(1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

(2) 当事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

## 10. 高齢者虐待の防止

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとします。

- (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者の現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係機関に通報するものとします。

### 11. 苦情の受付について（契約書第13条参照）

#### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔所長〕 佐々木 ゆかり

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～17：00

また、苦情受付ボックスを1階エレベーター前に設置しています。

#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

戸塚区福祉保健センター 高齢・障害支援課	横浜市戸塚区戸塚町 16-17 電話番号：045-866-8452 F a x : 045-881-1755 対応時間 8：45～17：00
泉区 高齢・障害支援課	横浜市泉区和泉中央北 5-1-1 電話番号 045-800-2436 F a x 番号 045-800-2513 対応時間 8：45～17：00
横浜市 はまふくコール (横浜市苦情相談コール センター)	横浜市中区本町 6-50-10 電話番号 045-263-8084 F a x 番号 045-550-3615 対応時間 9：00 ～17：00
神奈川県国民健康保険団 体連合会（国保連）	横浜市西区楠木町 27-1 電話番号：045-329-3447 対応時間 8：30～17：15

### 12. 第三者評価の受審状況

無

【説明確認欄】

年 月 日

サービス契約の提供にあたり、上記により重要事項を説明し、交付しました。

〔事業者〕 横浜市戸塚区汲沢町 986 番地  
汲沢地域ケアプラザ

\_\_\_\_\_  
(説明者) 印

【説明確認欄】

年 月 日

横浜市通所介護相当サービス等利用契約の締結にあたり、重要事項説明書及び利用契約約款による説明を受け同意し、交付を受けました。

〔利用者〕 住所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
氏名 印

〔上記代理人 (代理人を選任した場合)〕

住所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
氏名 印

\_\_\_\_\_  
電話

\_\_\_\_\_  
(続柄)

〔立会人〕

住所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
氏名 印

\_\_\_\_\_  
電話

\_\_\_\_\_  
(続柄)

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。